平成２５年（フ）第１１１号
神戸市西区秋葉台１丁目56番地の70、前住所神戸市西区高雄台20番６号
債務者　小林　正夫
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
神戸市西区小山２丁目２番12号
債務者　青木　真也
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
富山市婦中町希望ケ丘723番地
債務者　間　千亜紀
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５９号
北九州市小倉南区津田新町４丁目１番35―503号
債務者　豊田　麻美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３２９号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番６―105号
債務者　平　　榮介
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８６号
新潟市東区東中野山４丁目６番８―832号
債務者　田中　知子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９５号
新潟市東区中山８丁目27番13号　アルファネクスト新潟第６―204
債務者　石原　英子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９７号
新潟市秋葉区荻島２丁目31番２号
債務者　鳥山　雅二
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４２号
愛知県半田市清城町３丁目３番地の16
債務者　中野　美恵
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７０号
名古屋市熱田区六番２丁目３―29　第三協和コーポ301、住民票上の住所名古屋市西区上橋町16番地の１
債務者　今井百合子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９３号
名古屋市守山区新守山1501番地の４
債務者　伊藤　あや
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４９号
北九州市八幡西区本城東６丁目６番17号　アーバンヒルズ102号
債務者　小池　香菜
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７７号
青森県弘前市大字原ケ平３丁目７番地25
債務者　尾崎ヤエ子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８０号
青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村元13番地
債務者　田澤　正勝
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８１号
青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村元13番地
債務者　田澤リツ子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第６３号
青森県八戸市桜ヶ丘４丁目29番12号、前住所宮城県仙台市宮城野区栄２丁目20番１号　サン・シャルム中野栄101
債務者　北田麻希子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
青森県八戸市下長８丁目１番５号
債務者　秋田　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係